



# 10月は、農地集積バンクの 受け手募集期間です！



- \* 10月1日～10月31日まで、本年度第2回目の農地借受希望者（受け手）の公募を行います。  
借受希望地の市町村・JA等窓口、又は機構で受け付けいたします。  
（これまで既に応募いただいている方は手続き不要です。）

## 地域集積協力金に対する課税について

- \* 地域に交付される地域集積協力金は、交付を受ける組織によって課税の扱いが異なりますので、事前に税務署に相談・確認するようお願いいたします。

### 【地域集積協力金の交付を受ける組織】

- 法人：原則として法人税の課税対象となります。
- 人格なき社団等：法人税の課税対象とはなりません。
- 任意組織：組合員に対する所得税（法人は法人税）の課税対象となります。

## 「地域農業の明日を考えるシンポジウム」が開催される！ ～地域の力で、活躍する担い手づくりをすすめるために～

日時：平成27年9月8日（火）  
場所：仙台市青葉区「仙台国際センター」

みやぎ農業振興公社（農地中間管理機構）と宮城県担い手育成総合支援協議会は、「地域農業の明日を考えるシンポジウム」を開催しました。県内の農業関係者ら約200人が参加し、農地集積の推進と担い手育成などについて考えました。

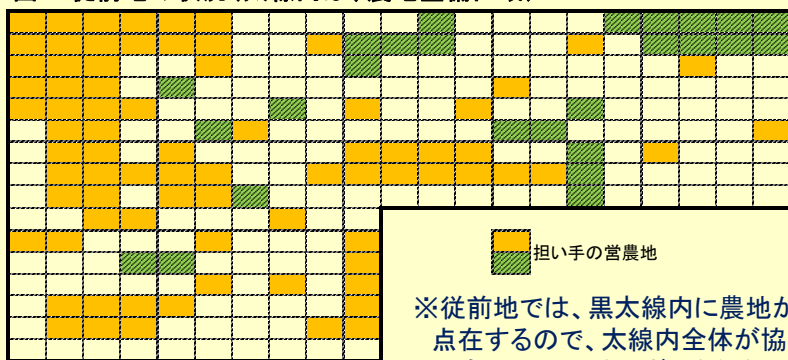


東京大学大学院の安藤光義准教授に基調講演をいただき、パネルディスカッションでは、瀬峰地区循環型農業推進会議会長の内一也氏と角田市の農事組合法人館島田生産組合長である小野良雄氏らをパネリストとして、大規模化の課題や今後の経営体の展開方向などについて議論が交わされました。

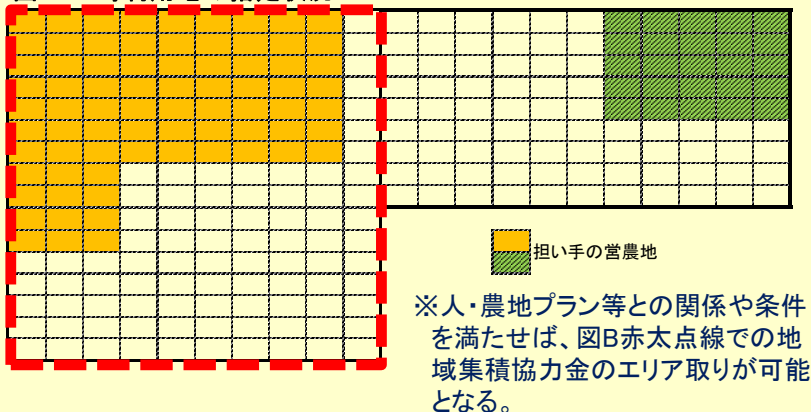
## ～農地整備事業実施地区における 地域集積協力金のエリア取りについて～

○面整備が終わり、本換地に向けた一時利用地指定がほぼ確定している場合、一時利用地による地域集積協力金のエリア取りが可能となりました！

図A: 従前地の状況(太線内は、農地整備区域)



図B: 一時利用地の指定状況



【一時利用地によるエリア取りが可能となる条件】

①面整備が完了し、本換地に向けた一時利用地の指定がほぼ確定していること。

【必要な書類等】

- ①従前地と一時利用地の対比表
- ②換地明細書又は一時利用地の指定通知書などの面積の根拠となる書類
- ③機構転貸の前・後の図面を従前地及び一時利用地の場合それぞれ作成する。(計4種類)

注意)本扱いは、人・農地プランのエリア取り等との整合が前提ですので、事前の確認・調整を十分図ってください。

※詳細については、市町村や県地方振興事務所にご相談ください。

## “全国農地ナビ”をご存じですか？

○全国農地ナビ(農地情報公開システム)は、農業委員会等が整備している農地台帳情報がインターネット上で公開され、閲覧できるものです。周辺農地や参入希望の地域の状況を調べることができます。一度使ってみてください！

URL: <https://www.alis-ac.jp>  
または「全国農地ナビ」で検索してアクセスしてください。

「機構借入農地」  
宮城県△△市  
○○10

